## 資料3 別添1

令和6年3月11日 長崎県医療人材対策室

## 評価センターの評価結果について(特定労務管理対象機関の指定の公示とあわせ、県ホームページで公表予定)

	医療機関名	特定労務管理対象機関 指定日・指定の種別	医療機関勤務環境評価センターの評価結果			県による支援
			通知日	評価結果	指摘事項・助言等	の方針
1	長崎大学病院	令和6年3月 特定地域医療提供機関(連携B水 準)	評価第23-363号-2 2024年2月9日	短縮に向けた医療機関内の取組 は十分に行われ ているが、労働 時間短縮が進ん	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導及び就業上の措置の実施体制は整備されているが、勤務計画の作成など早期実施に向けて取り組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。	県勤務環境改善支 援センターを通 じ、医療労務管理 アドバイザーの個 別訪問による相談
2	地方独立行政法人 長崎市立病院機構 長崎みなとメディカ ルセンター	令和6年3月 特定地域医療提供機関(B水準)	評価第23-138号-2 2023年11月17日	短縮に向けた医療機関内の取組 は十分に行われ	や労働時間短縮に向けた取組としてタスク・シフト/	対応や研修会の実施など、各医療機関の状況に応じ、 必要な支援を行う。